

## 第 1 0 2 号議案

足立区立学校施設使用条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

平成 2 3 年 1 2 月 1 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区立学校施設使用条例の一部を改正する条例

足立区立学校施設使用条例（昭和 2 3 年足立区条例第 2 号）の一部を  
次のように改正する。

第 1 条に見出しとして「（使用の承認）」を付し、同条中「設備を利用」を「施設を使用」に改める。

第 2 条に見出しとして「（意見聴取）」を付し、同条中「但し」を「ただし」に改める。

第 3 条に見出しとして「（使用承認の条件等）」を付し、同条中「附し」を「付し」に、「ある」を「できる」に改める。

第 5 条を削り、第 4 条に見出しとして「（設備）」を付し、同条を第 5 条とし、第 3 条の次に次の 1 条を加える。

（使用の不承認）

第 4 条 委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を承認しないものとする。

- （ 1 ） 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- （ 2 ） 営利を目的とすると認められるとき。
- （ 3 ） 施設の管理上支障があると認められるとき。
- （ 4 ） 前 3 号に掲げるもののほか、委員会が使用を不適當と認めるとき。

第 1 0 条に見出しとして「（委任）」を付し、同条を第 1 2 条とする。

第 9 条に見出しとして「（損害賠償の義務）」を付し、同条を第 1 1

条とする。

第 8 条に見出しとして「（原状復旧の義務）」を付し、同条第 1 項中「終わった」を「終った」に、「取消されたときは使用場所」を「取り消されたときは、使用場所」に改め、同条を第 10 条とし、同条の前に次の 1 条を加える。

（使用権の譲渡等の禁止）

第 9 条 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

第 7 条に見出しとして「（使用承認の取消し等）」を付し、同条中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号を第 3 号とし、第 1 号を第 2 号とし、同号の前に次の 1 号を加え、同条を第 8 条とする。

（1） 第 4 条第 1 号から第 3 号までのいずれかに該当するに至ったとき。

第 6 条に見出しとして「（使用料の不還付）」を付し、同条各号列記以外の部分中「これを返さない」を「還付しない」に、「但し」を「ただし」に、「返すことがある」を「還付することができる」に改め、同条第 2 号中「第 7 条第 3 号」を「次条第 4 号」に、「取消したとき」を「取り消したとき」に改め、同条第 3 号中「取消し又は」を「取り消し、又は」に改め、同条を第 7 条とし、同条の前に次の 1 条を加える。

（使用料）

第 6 条 使用料は、別表第 1、別表第 2 及び別表第 3 の定めるところによる。

2 使用料は、使用前に納付しなければならない。ただし、委員会は、相当の事由があると認めるときは、使用者の申請によりこれを免除し、又は後納させることができる。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1（第 6 条関係）

施設名	午前	午後（1）	午後（2）	夜間	全日

	午前 9 時～ 午後 零時	午後 零時～ 午後 3 時	午後 3 時～ 午後 6 時	午後 6 時～ 午後 9 時	午前 9 時～ 午後 9 時
体育館	1,300円	1,300円	1,300円	2,000円	4,800円
教室	400円	400円	400円	600円	1,500円
校庭	600円	600円	600円	1,300円	2,700円
多目的室	1,300円	1,300円	1,300円	2,000円	4,800円

備考 使用料は、電灯料等の実費を含む。ただし、映画等のために特別の設備を使用するときは、それぞれ別途に相応の実費を徴収する。  
別表第 2 中「第 5 条」を「第 6 条」に改め、プールの部一般の項及び子供の項を削り、備考を次のように改める。

備考 使用できる学校プール及び使用日は、教育委員会が別に定める。  
別表第 3 中「第 5 条」を「第 6 条」に改める。

付 則

この条例は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

(提案理由)

学校施設の使用区分及び使用料を見直すとともに、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。